



ウェビナー

ITCに提訴された場合の解決策としての再設計

開催日時

2022年7月21日

2 p.m.-3 p.m. (Eastern)

関連分野

国際貿易
知的財産

本ウェビナーでは、関税法337条に関連する最新情報として、国際貿易委員会（ITC）による調査への対応としての再設計に関する様々な論点およびその重要性について議論します。

主なトピックは以下のとおりです。

- 再設計品を提出する時期（ITCまたは税関）
- 権利者が侵害の立証責任を負う間およびITCによる命令が発令され、侵害がないことの立証責任が輸入者に移行した後に、確実に再設計の審理を受けるためのベストプラクティス
- ITC手続きで再設計が取り上げられないようにする権利者に対抗するための実務的なコツ
- ITC訴訟から再設計品を排除する（後に米国から排除する）権利者側の戦略
- 再設計品の税関審査をITCでの再設計のバックアップと位置付ける

セミナーは英語で行われます。

ウェビナーに関しましてご不明な点がございましたらjapaneseinfo@btlaw.comまでお気軽に日本語でご連絡ください。

Questions? [Email Lindsay Bostic](mailto:Lindsay.Bostic) or call 317-231-7382.